

【築地本願寺合同墓利用規約】

築地本願寺合同墓（以下「合同墓」という。）の利用者は、以下に記載する合同墓利用に関するすべての約款並びに国の法令を遵守しなければなりません。

- ・ 築地本願寺合同墓使用約款
- ・ 築地本願寺合同墓使用細則
- ・ 築地本願寺合同墓利用規約

なお、申込み期間ごとに、以下の通り、利用者による合同墓の利用及びこれに付随する管理委託関係を第一期・第二期・特別追加募集と称すことがあります。

第一期：2017年11月～2023年12月

第二期：2024年4月～2026年4月

特別追加募集：2026年9月～

一、合同墓の申込みについて

1 申込書の提出

築地本願寺（以下「管理受託者」という。）に対して、合同墓での遺骨管理を委託することを希望する方（以下「委託者」という。）は、管理受託者所定様式での合同墓管理委託申込書（第一期：1-1・1-2号様式／第二期：GM2-1号様式／特別追加募集：GM3-1号様式）を管理受託者に提出していただきます。本申込書を提出した方は、築地本願寺合同墓使用約款及びこれに付随する一切の規定に同意したものとみなされます。

2 申込書の記載内容

申込書には下記の事項を記入いただきます。

(1)委託者氏名（実印押印が必要）・住所・電話番号・生年月日

(2)収蔵予定者氏名・同居人の有無・壁面刻銘希望の有無（但し、第一期に限る）

(3)希望の区画（但し、第一期に限る）・永代経希望の有無

(4)前記(1)及び(2)記載の方に関係する方（以下「連絡先1～2」という。）の氏名・住所・電話番号・続柄

※委託者と連絡が取れなくなった際、必要な場合に限り連絡いたします。

(5)所属寺院証明（委託者又は合同墓収蔵予定者が浄土真宗本願寺派に所属している場合）

(6)その他管理受託者の指定する事項

3 契約の締結

管理受託者が、合同墓管理委託申込書を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」を交付いたします。

管理受託証明書の交付を以って、委託者と管理受託者との間に合同墓利用契約（以下「利用契約」という。）が締結されたものとします。管理受託証明書は、納骨をする際に必要となりますので大切に保管してください。又、関係者に保管場所をお知らせください。（紛失等により呈示が困難な場合、管理受託者より委託者含む関係者に対し、再交付手続きを依頼いたしますので速やかに対応ください。）

4 管理費は不要

合同墓の利用にあたっては、年間管理費を納めていただくことはありません。

5 壁面刻銘（第一期）

委託者が第一期の申込みにおいて壁面刻銘を希望された場合、管理受託者は、申込み手続き完了後、俗名にて壁面刻銘いたします。原則、公的証明書（印鑑登録証明書、埋葬許可証、火葬証明書、改葬許可証、全部事項証明書等）記載の通りに、所定の字体で壁面刻銘いたします。申込み手続き完了後に壁面刻銘の変更はできません。なお、複数名での申込みの場合、同時に書類を提出されないと、壁面刻銘は同一の場所に並びません。

6 デジタル刻銘（第二期・特別追加募集）

第二期・特別追加募集にかかる利用契約においては、委託者は、申込み手続きが完了（管理受託者による手続きの終了をいいます）した後、合同墓礼拝堂設置のモニターにQRコードをかざすことにより、管理受託者所定の字体で俗名を表示すること（以下「デジタル刻銘」という。）ができます。申込み手続き完了後にデジタル刻銘の変更はできません。なお、当面はQRコードを管理受託証明書に印字する予定です。QRコード付与後、委託者は、取り扱いに十分留意ください。委託者の過失により情報が流出した場合、管理受託者は一切の責任を負いかねます。又、管理受託者が別途認めた場合を除き、表示される俗名は、管理受託証明書に記載の通りです（但し、システム上表示不可能な場合には、管理受託者の判断により修正を行うことがあります）。管理受託者は、その単独裁量により、デジタル刻銘のサービスを終了させることができます。この場合、管理受託者は事前の告知に努めるものとします。

二、納骨について

1 合同墓には粉骨したご遺骨のみを納骨いたします。

2 合同墓にはご遺骨以外（遺品・備品等）納めることができません。なお、万が一、ご遺骨と一緒にご遺骨以外が入っていた場合、管理受託者はこれを処分いたしますので、返還できません。

3 納骨に際しては、事前に下記の手続きが必要です。

【(1) 納骨の手続き方法】

- ①管理受託証明書を受付に提示し、「築地本願寺合同墓納骨届（以下「納骨届」という。）」を受領ください。
- ②「納骨届」（4号様式）に下記の事項を記入いただきます。
 - ・亡くなられた方の俗名（生前の氏名）
 - ・亡くなられた方の法名
 - ・亡くなられた方のご命日
 - ・委託者の住所・氏名・電話番号
 - ・申請者の住所・氏名・電話番号・亡くなられた方（委託者）との関係
- ③添付書類として、本骨の場合は埋葬許可証、若しくは火葬証明書（又は改葬許可証）、分骨の場合は分骨証明書、若しくは収蔵証明書を提出いただきます。
- ④お預かりしたご遺骨は粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。なお、合同墓地下収蔵室への立ち入りはできません。

【(2) 収骨・分骨について】

ご遺骨は一名様分の申込みに対して一体分のみ納骨いただくことが可能です。分骨の場合にも一名様分の申込みが必要となります。

三、合同墓利用に関連する参拝・読経について

- 1 参拝・読経その他合同墓に関する行為の詳細は、管理受託者の教義・運用に倣い、管理受託者が定めるものとします。
- 2 委託者は、参拝をはじめいかなる場合も、ご遺骨を出骨することはありません。
- 3 法要に際し、受付へお越しく下さい。築地本願寺礼拝施設にて読経いたします。
なお、降誕会期間中（5月20日～5月21日）・報恩講期間中（11月10日～11月16日）及び管理受託者が別に定める期間は読経受付を休止いたします。
- 4 合同墓礼拝堂での供物・供花はできません。これらが行われた場合、管理受託者の判断により、供物・供花の処分等を行います。
- 5 合同墓礼拝堂の参拝時間は6時～21時30分です。（変更の可能性あり）
※その他詳細については築地本願寺ホームページを確認いただくか、築地本願寺コンタクトセンター（0120-792-018）に問い合わせください。

四、合同墓管理受託義務の消滅について

次のような場合には、合同墓管理受託義務が消滅し、納骨することができない場合がございますので、ご注意ください。

- 1 委託者が住所変更・改姓・改名手続きを怠ったことにより本人確認ができなくなった場合。
- 2 委託者が重大な法令違反又は契約違反を犯したとき、或いは約款、細則や管理受託者の指示に従わなかった場合。

五、管理受託証明書の再交付について

- 1 次のような場合には管理受託証明書の再交付の手続きが必要です。

- (1)管理受託証明書を紛失又は汚損した場合。
- (2)管理受託証明書の記載内容に変更（例、委託者の改姓・改名など）が生じた場合。

- 2 手続きに必要なもの（変更・申請内容によって異なります）

- (1)管理受託証明書再交付願（2-1号様式）

※実印押印箇所あり

- (2)管理受託証明書（証明書汚損又は表示内容変更の場合）

- (3)印鑑登録証明書（一通）

- (4)その他、管理受託者が提出を求めた書類

※詳細については、築地本願寺コンタクトセンター（0120-792-018）

に問い合わせください。なお、再発行の手続きは委託者、或いは委託者の祭祀承継者に限ります。

六、礼拝施設の利用について

- 1 築地本願寺の礼拝施設を利用する際は、希望する法要修行日の10日前までに、浄土真宗本願寺派所属寺院住職による「礼拝施設貸室申込書」を築地本願寺へ提出ください。
- 2 礼拝施設利用にあたり、施設利用懇志を頂戴いたします。
- 3 礼拝施設利用時間は、30分以内といたします。
- 4 読経は、必ず申請し許可を得た所属寺院住職（又は同寺院に所属する浄土真宗本願寺派僧侶）が行ってください。
- 6 礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定められた法要儀式をもって執り行わなければなりません。これに反する場合、管理受託者の判断で利用の中止その他の措置をとる場合があります。

七、その他

管理受託者は、本規約及びこれに付随する規定の内容を変更する場合がございます。この場合、管理受託者は、変更後の内容をホームページへの掲載その他の方法により公表いたします。